

○大村市中小企業振興会議規則

平成26年1月30日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大村市中小企業振興基本条例(平成25年大村市条例第35号)第11条第2項の規定に基づき、大村市中小企業振興会議(以下「振興会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 中小企業者の代表者
- (2) 中小企業団体の代表者
- (3) 大企業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議の会務を総括し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命の日以後、最初に開かれる振興会議の会議は、市長が招集する。

2 振興会議は、会長がその会議の議長となる。

3 振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 振興会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 振興会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。